

## ■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	J-5		所管部署	商工観光部	観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進係		
施設分類	大分類	その他の建築系公共施設	中分類	その他の建築系公共施設	小分類	公衆便所	
施設名称	武蔵五日市駅前公衆トイレ						
所在地	あきる野市館谷台26				敷地面積(㎡)	120	
延床面積(㎡)	62	構造	RC造	建築年度	平成10	経過年度	25

計画期間	令和6(2024)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的：観光客が快適に過ごしてもらうことや観光資源の継続的な保存を目的として、ハイキングコース上などに観光用トイレを整備し、維持管理を行う。</li> <li>・サービスの内容：男子トイレ（小便器3、大便器（洋式1、和式1））、女子トイレ（和式2、様式2）、バリアフリートイレ（洋式1）を設置し、誰でも利用できるように24時間解放している。</li> </ul>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電車やバスの利用者、観光客など多くの人に利用されている。建設から20年以上経過したことで老朽化が進み、修繕が必要な箇所が増加している。</li> </ul>
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋川溪谷の玄関口として、誰もが使いやすく清潔感のあるトイレにするため、日常及び定期的な点検を行い、修繕及び維持管理に努める。</li> </ul>
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き公衆トイレの機能を維持していく必要がある中で、屋根の外壁の一部剥落や苔など経年劣化等により、破損箇所や汚れが見られる。課題に対し、利便性や快適に利用できるように修繕を行う。</li> </ul>

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	現状維持							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和10	建替え又は長寿命化改修	令和40	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数	60
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	地域振興(観光など)			備考	・市民に限らず、多様な駅利用者が使用する施設である。			
	需要傾向	利用需要変化なし				・利用者数に大きな変化はない。			
	規模適正度	規模適正				・駅利用者向けの施設であり、規模は適正である。			
	建物活用	多目的利用検討可能		×		・当施設は、駅利用者の利便性向上を目的とした公共的な機能を有する施設であるため、単独での建物利用が適当と考える。			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×					
		設置目的と異なる使用状況あり		×					
		単独機能での建物利用が望ましい		○					
		賃貸借物件での運営も可能(市有物件での運営は必須ではない)		×					
	利用圏域	広域(複数自治体)				・駅利用者向けの公共的な機能を有する施設のため、広域からの利用者を見込んでいる。			
	広域化可能性	すでに広域化している				・駅利用者向けの公共的な機能を有する施設のため、広域からの利用者を見込んでいる。			
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある(民間施設)		×	・駅利用者向けの公共的な機能を有する施設であり、利用圏域には同種・類似施設はない。					
	利用圏域に同種・類似施設がある(国・都・市施設)		×						
	利用圏域に同種・類似施設はない		○						
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画まちづくりテーマ5「住み続けたい魅力的なまち」(第2章第3節2-②『観光駐車場及び公衆トイレ機能の充実』)							
	説明	第2次総合計画(重点施策)で掲げる住民サービス提供のために必要な施設である。							
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・秋川溪谷観光の玄関口として、駐車場利用者やバス乗り換え客の利用などが想定されることから、「現状維持」とする。 ・ただし、観光振興の施策を考慮しながら、老朽化や衛生面の対応を検討する。				・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額			
					令和10年度	大規模改修予定※ ※ただし、老朽化や衛生面の対応の早期実施が必要である場合にはこの限りではない。			
⑩計画実行に当たっての留意事項	—			・築30年[令和10年度(2028年度)]までに大規模改修実施の検討が必要。					
⑪計画実行後の課題	—			—					